

第三十三号の三様式(第十四条関係)

家屋価格等縦覧帳簿

家屋の所在	家屋番号	種類	構造	床面積	価格
					円

第33号の3様式記載要領

- 1 「種類」の欄には、不動産登記法第44条第1項第3号に掲げる建物の種類を記載するものであるが、木造以外の家屋のうち、次に掲げるものにあつては、それぞれに定める区分を併記すること。(例「工場(一般)」)
  - (1) 工場、発電所、変電所、停車場及び車庫
    - ①一般 ②腐食性物質影響又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響
  - (2) 倉庫
    - ①一般 ②腐食性物質影響、冷蔵又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響
- 2 家屋価格等縦覧帳簿は、家屋番号順に作成すること。
- 3 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。